

台湾運転免許証による日本国内での自動車等の運転

台湾運転免許証



日本語による翻訳文

中華民国〔台湾〕交通部の発行に係る運転免許証の日本語翻訳文		
運転者氏名	生年月日	
住所	免許証番号	
免許種別	取得年月日	
免許の条件	有効期限	
注	<p>1 免許の条件 「B」特に制限がない。 「A」身障者であり、特別な仕様の車両を運転しなければならない。 「B」オートマチック車のみ運転することができる。 「C」条件付きの車両のみ運転することができる。 2 当該免許種別によって運転することができる車両の種類 別表のとおり</p>	
翻訳文発行機関：亞東関係協会 翻訳文発行受付機関：〇〇〇 該当者押印： 日付：		



本邦に上陸後
1年間自動車
等を運転する
ことができる。

台湾域内で作成する場合

亜東関係協会

日本国内で作成する場合

駐日台北経済文化代表事務所等
(東京、横浜、大阪、福岡、那覇)

又は

(社)日本自動車連盟(JAF)
国内各支部・事務所

JAFについては、令第39条の5第1項第3号に掲げる法人として既に指定されている。